

札幌市青少年山の家の使用承認に係る処分基準

札幌市青少年山の家条例第9条第1項の規定に定める青少年山を家の使用の承認を行った場合において、使用承認を取り消し、使用承認の条件を変更し又は使用の停止を命ずる場合の処分基準については、本表基準による。

処分の範囲	処 分 基 準
(承認の取消し等) 条例第9条関係	(1) 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用承認書に記載されている使用目的に違反して使用するなど、青少年山の家（以下「施設」という。）の設置目的等に著しく違反して使用のおそれがあると認められるとき。 (2) 使用者が 使用承認書を他の者に転貸し、又は譲渡したとき。 (3) 使用者が条例に規定する使用料金を納付しないとき。 (4) 災害、事故その他非常の事態の発生により、建物の修繕や施設設備の修理を緊急に要するなど施設の使用が不可能となったとき。 (5) 非常災害時の避難場所等、緊急に市民等を対象とする公益上の施策・事業で施設を使用する必要性が生じたとき。 (6) 公園の管理上、災害、事故その他非常の事態の発生により、公園の改修や公園内施設設備の修理を緊急に要し、これにより施設の使用が不可能となったとき (7) その他公益上やむを得ない事由が生じたとき。